平成２２年（フ）第１４７９号
東京都国分寺市西町１―11―12ウモーレ国立111、住民票上の住所東京都立川市砂川町５丁目54番地の３プリシアード101号
破産者　河西　純一
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２９００号
青森県西津軽郡深浦町大字正道尻字小礒102番地２
破産者　青森東洋クリスタル株式会社
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２２号
横浜市中区港町２丁目９番地４
破産者　ニッケン建設株式会社
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３２６号
横浜市港北区新吉田東８丁目39番47号
破産者　有限会社ユニオンプロダクト
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４９２号
横浜市金沢区並木２丁目７番６―305号、商業登記簿上の本店所在地横浜市旭区白根４丁目１番12号
破産者　有限会社日吉企画
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２８号
相模原市南区麻溝台６丁目24番８号
破産者　株式会社ジェイアイシー
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４２５号
大津市神領３丁目12番８号
破産者　株式会社寺新
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０１号
奈良県生駒市南田原町783番地
破産者　稲川生コンクリート株式会社
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３５１号
熊本市小山３丁目３番３号
破産者　双翔建設株式会社
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１３４号
栃木県足利市大前町845番地１
破産者　岩出　栄子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１９３号
栃木県足利市堀込町2489番地６、前住所栃木県足利市堀込町132番地２
破産者　柏木　恵祐
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２０９号
長崎県佐世保市比良町18番15号　１Ｆ、旧住所長崎県南松浦郡新上五島町網上郷670番地４
破産者　川口　義孝
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４１３号
奈良県香芝市磯壁３丁目65番地の３辻本ハイツ403号
破産者　成年被後見人　植田　博晴
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７７４号
仙台市青葉区作並字湯ノ原28番地の１　グリーングリーン社宅Ｂ棟205
破産者　今野　正俊
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６８号
宮城県登米市中田町石森字蓬田422番地２
破産者　鈴木　満雄
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第９４号
茨城県潮来市永山854番地
破産者　姥貝　邦男
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１６３号
茨城県鹿嶋市大字武井2071番地50
破産者　近藤　正美
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１４３号
神奈川県小田原市飯田岡346番地の15
破産者　関野　伸幸
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１４４号
神奈川県小田原市飯田岡346番地の15
破産者　関野めぐみ
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６４６号
神奈川県秦野市清水町７番６号、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市北金目１番地の５
破産者　向川　利昭
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部